

法改正情報	新版 デュープロセス⑥供託法・司法書士法（第5版） 直前チェック 必修論点総まとめ⑧供託法・司法書士法（第3版）
-------	---

供託規則の一部を改正する省令が、令和5年9月18日から施行されました。主な改正点は下記となりますので、本書と合わせて学習していただけますよう、お願いいたします。

早稲田経営出版

1. 供託物払渡請求書の押印の特則

(1) 供託物払渡請求書への委任による代理人の押印の特則

供託物払渡請求書には、供託番号などの所定の事項を記載し、請求者またはその代表者もしくは管理人もしくは代理人が記名押印しなければならないとされている(規則 § 22-II)。この点は、原則として変わらない。ただし、委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することを要しないとされた(規則 § 22-II ただし書)。

(2) 供託物払渡請求書等への請求者等の押印の特則

供託物払渡請求書には、原則として、請求者等の印鑑証明書の添付を要するが(規則 § 26-II)、印鑑証明書の添付を要しない場合が、規則 26 条 3 項 1 号から 6 号までに列挙されている。このうち、2 号、4 号、5 号に掲げる次の場合には、請求者等は、供託物払渡請求書に押印することを要しないとされた(規則 § 26-IV)。

- ① 払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁または公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき(規則 § 26-III②)。
- ② 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁または公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書（当該請求書に委任による代理人の預金または貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く）に添付したとき(規則 § 26-III④)。
- ③ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金の払渡しを請求する場合（その額が 10 万円未満である場合に限る）において、規則 30 条 1 項に規定する証明書（支払証明書）を供託物払渡請求書に添付したとき(規則 § 26-III⑤)。

2. 登記事項証明書の添付・提示を要しない対象の明確化

(1) 法人たる代理人によるオンラインによる払渡しの際の登記事項証明書の添付の省略

委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る）によって、オンラインによる供託物の払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しないとされた(規則 § 39-VI)。

(2) 法人たる代理人によるオンラインによる供託の際の登記事項証明書の提示の省略

委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る）によって、オンラインによる供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しないとされた(規則 § 39 の 2-II)。

以上

**法改正
情報****新版デュープロセス⑥供託法・司法書士法<第5版>
直前チェック 必修論点総まとめ⑧供託法・司法書士法<第3版>**

法改正により、該当書籍の内容が一部変更となります。令和5年（2023年）の本試験の範囲となる主な改正点を下記にまとめましたので、ご注意のうえ、該当書籍をご利用ください。

早稲田経営出版

供託規則改正（令和4年9月1日施行）の概要**1. 登記事項証明書の添付または提示の省略**

登記された法人が各種供託手続をしようとするときは、「登記所の作成した代表者の資格を証する書面」を添付または提示するものとされていたが（旧規則 § 14-I, 27-IIIによる準用等）、当該書面については、当該法人の「登記事項証明書」の添付または提示を求めることとされた（新規則 § 14-I, 27-IIIによる準用等）。

登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 11 条の規定により、添付または提示を省略することができることから、従来添付または提示が必要とされていた登記された法人の代表者の資格を証する書面の添付または提示は不要となる（新規則 § 14-I 参照）。

この取扱いは、供託者等が代理人によって供託手続をしようとする場合において、当該代理人が法人である場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書及び支配人その他登記のある代理人によって供託手続をしようとする場合における当該支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書（新規則 § 14-IV等）のほか、供託手続上、登記事項証明書の添付または提示が必要な場合においても同様に適用される。ただし、供託申請の際に会社・法人の登記が申請され、登記が完了していない場合などには、登記申請前に取得した登記事項証明書の添付または提示が必要である。

登記事項証明書の添付または提示の省略は、登記情報連携（登記情報連携システムと供託事務処理システムとを連携することにより、商業・法人登記の管轄にかかわらず、登記された法人の登記情報を取得する仕組みのこと）により実現される。

2. 支払証明書の添付の省略

配当その他官庁または公署の決定によって供託物の払渡しを受ける者は、供託物払渡請求書に、官庁または公署から交付された支払証明書を添付する必要があったが（旧規則 § 30-II）、改正により、供託所に保管されている支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときには、支払証明書の添付を要するが（新規則 § 30-II）、明らかであるときは、支払証明書の添付が不要となった。

3. 簡易確認手続の見直し

供託物払渡請求書に添付する登記所の作成した印鑑証明書について、いわゆる登記管轄要件（商業・法人登記の管轄と供託の管轄が同一であること）が撤廃され、商業・法人登記の管轄にかかわらず、簡易確認手続を行うことができることとされた。ただし、法務大臣が指定した法務局等を除くものとされた（新規則 § 26-I ただし書）。東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局が法務大臣により指定されたので、これら3局においては、印鑑証明書の簡易確認手続を行うことはできない。

4. 裁判所書記官が作成した証明書の取り扱い

裁判所によって選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書または委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を供託物払渡請求書に添付したときは、市区町村長または登記所の作成した証明書の添付が不要とされた（新規

則 § 26-III⑥)。

※なお、巻末の付録に収載している各条文につきましても改正により変更となっておりますが、こちらは最新の六法等でご確認いただけますようお願いいたします。

以上